

第4次栗東市子ども読書活動推進計画の策定について

教育委員会生涯学習課

1. 趣旨

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、同法第9条第2項の規定に基づき、平成20年3月に「栗東市子ども読書活動推進計画」、平成27年3月に第2次計画、令和2年3月に第3次計画を策定してきました。

第3次計画の計画期間が令和6年度末で終期を迎えることから、前回計画からの現状と課題を踏まえ、すべての子どもが楽しく読書ができる環境づくりを目的として策定するものです。

2. 計画の名称 「第4次栗東市子ども読書活動推進計画」

3. 計画期間 令和7年度から令和11年度までの5年間

4. 計画の位置付け

国では子どもの読書活動の推進をするための取組を進めるため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「同法」という）が施行され、同法第8条の規定に基づき、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されており、令和5年3月には第5次基本計画が策定されました。

県では同法第9条第1項の規定により、「滋賀県子ども読書活動推進計画」が策定され、令和6年3月に「第5次滋賀県子ども読書活動推進計画」が策定されました。この計画は、滋賀県の子どもの読書活動の推進を目指し、県内市町の子ども読書活動推進計画の改定や見直しを実施する際の基本として位置付けされています。

本計画では、国及び県の最新の子ども読書活動推進計画を基本とし、本市の子どもの読書活動を推進するための考え方や取組を取りまとめ計画策定を行います。

5. 策定の体制

- ・第4次栗東市子ども読書活動推進計画検討会の開催（3回開催）
- ・パブリックコメントの実施（令和7年2月実施予定）

6. 成果と課題

第3次計画での成果と課題を「市内の児童生徒が1か月間に1冊以上本を読んだ割合」という成果指標で見れば、令和5年度までは、中学生は県や全国と比較して低い割合を示していましたが、令和6年度は高い割合になりました。一方、小学生については、年度によって変化はあるものの、県と比較して低い割合を示しています。このようなことから、子どもの読書習慣付けは十分とは言えず、引き続き家庭・学校園での図書館等の環境整備を通じた読書活動の推進や地域でのボランティア団体との連携等が必要です。

7. 計画の基本的な考え方

令和2年3月に策定しました第3次栗東市子ども読書活動推進計画の成果と課題を踏まえたうえで、直近の国及び県の子ども読書活動推進計画を参酌しつつ、諸情勢の変化が著しい中、今後の5年間における子どもが自主的に読書活動を行える環境整備を目指した「第4次栗東市子ども読書活動推進計画」を策定します。

8. 主な変更内容

- ・章立てを変更。

第3次計画（現行）

「第1章 はじめに」「第2章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方」

「第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組」「第4章 指標の設定」



第4次計画（新）

「第1章 はじめに」「第2章 第3次計画での成果と課題」

「第3章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方」「第4章 第4次計画での取組」

- ・前計画での成果と課題について、第3次計画では「成果と課題」を1項目で記載していたが、第4次計画では「取組・成果」「課題」の2項目に分けて記載。
- ・第2章「3 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化」を追加。
- ・第3章「3 計画の目的と基本方針」の基本方針を変更。
- ・第3章「5 計画の重点取組」を追加し、添付資料「子どもの発達段階に応じた読書活動推進のための取組一覧」を削除。

第4次栗東市子ども読書活動推進計画（概要）（案）

計画策定の主旨

子どもが自由に読書に親しめるよう、読書の楽しさを伝え、読書に関わる環境を整え、子どもの自主的な読書活動を支えられるよう、第3次計画の成果と課題を踏まえ、さらなる子どもの読書活動推進をめざして総合的かつ計画的な推進を図るために定めます。

計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて作成した計画で、国及び県の直近の子ども読書活動推進計画を基本とし、本市の子どもの読書活動を推進するための考え方や取組などを示したものです。

計画の期間

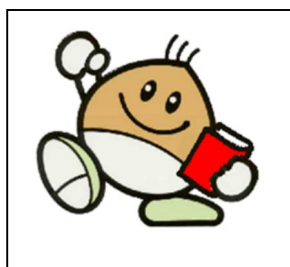
令和7年度から5か年

計画の基本方針

子どもが読書に親しむ環境の整備・充実

子どもと本との出会いの機会の提供

子どもの読書活動への理解と関心の普及



保育所・幼稚園・こども園における推進

小学校・中学校における推進

地域における推進

市立図書館における推進

目標（現状（R6）→ 目標（R12））

- 家庭で読み聞かせをしている割合
就学前
81.0% → 84.0%
- 1か月に1冊以上本を読んだ子どもの割合
小学校4～6年生
91.7% → 92.0%
中学生
96.9% → 97.0%
- 1か月の平均読書冊数
小学校4～6年生
6.4冊 → 7.0冊
中学生
2.7冊 → 3.0冊
- 市民の図書館貸出カード登録率(15才以下)
63.9% → 64.0%

第4次栗東市子ども読書活動推進計画 (案)

令和7年3月
栗 東 市

目次

第1章	はじめに	1
1	子どもの読書活動の意義	1
2	子どもの読書活動の現状	1
3	栗東市子ども読書活動推進計画策定の経緯	2
	(1) 国の動き	2
	(2) 県の動き	2
	(3) 市の取組	2
第2章	第3次計画での成果と課題	3
1	子どもの読書活動推進のための具体的な取組	3
	(1) 保育所・幼稚園・こども園における推進	3
	(2) 小学校・中学校における推進	3
	(3) 地域における推進	4
	(4) 市立図書館における推進	6
2	成果指標から見える成果と課題	7
	(1) 1か月間に1冊以上本を読んだ小学生(4～6年生)・中学生の割合	7
3	子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	8
	(1) 国の情勢	8
	(2) 県の情勢	8
第3章	子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	9
1	計画策定の主旨	9
2	計画の位置づけ	9
3	計画の目的と基本方針	9
4	計画の期間	9
5	計画の重点取組	10
第4章	第4次計画での取組	11
1	子どもの読書活動推進のための具体的な取組	11
	(1) 保育所・幼稚園・こども園における推進	11
	(2) 小学校・中学校における推進	11
	(3) 地域における推進	12
	(4) 市立図書館における推進	13
2	推進体制と進捗管理	13

第1章 はじめに

1 子どもの読書活動の意義

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるうえで欠くことのできないものです。

特に、子どもにとって、読書は「考える力」、「感じる力」、「創造する力」、「表現する力」を育て、「教養、価値観、感性等」を一生涯育むために重要なものとされています。

幼少期から書物に親しみ、読書の喜びや楽しみを知り、物事を正しく判断する力をつけておくことは実生活においても非常に大切であります。また、知識習得のための本は、正しい情報を身につけることができ、現代社会のあらゆる情報の中から正しい内容を把握する力を養うことができます。

しかしながら、読書の習慣は多くの場合、自然に身につくものではありません。そのため、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深められるような環境を整備することが重要です。

このような中で前回の計画からの現状と課題を踏まえ、第4次栗東市子ども読書活動推進計画を策定しました。

2 子どもの読書活動の現状

情報を得る手段や交流の手段としてのインターネットやゲーム機器等が子どもたちの生活に大きく関わっています。

また、スマートフォンの普及やGIGAスクール構想による学校のICT環境の整備等により、子どもを取り巻く情報環境は大きく変化しており、表現力が養われず、情報の意味を吟味したり、文章を的確に捉えて読み解いたりすることが少なくなっているのではないかと考えられます。

特に、各種調査においても幼少期から小学生そして中学生と段階が上がるに従って、読書をしない子の割合が増加する傾向が顕著になっています。読書の習慣が身についていないことが、理由の一つであると考えられます。このことから、本に親しみ、身近に感じる中で読書する習慣を身に付けていくことが重要です。

3 栗東市子ども読書活動推進計画策定の経緯

(1) 国の動き

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「同法」という。）が公布され、子どもの読書活動が積極的に推進されることになりました。また、同法第8条に基づいて、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。計画は、おおむね5年ごとに検証され、現在、令和5年3月に第5次計画が策定され、1カ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合について、数値目標までの改善は図られていないことから、家庭・地域・学校を通じて、様々な読書習慣の形成や読書への関心を高める取り組みを行うことが掲げられています。

(2) 県の動き

平成17年2月に、同法第9条第1項の規定により「滋賀県子ども読書活動推進計画」が策定され、令和6年3月には「第5次滋賀県子ども読書活動推進計画」が策定されました。この計画は、更なる本県の子どもの読書活動の推進を目指して、また、県内市町の子どもの読書活動推進計画の改訂や見直しを実施する際の基本として位置づけられています。

(3) 市の取組

本市においても、同法第9条第2項の規定に基づいて、県の「滋賀県子ども読書活動推進計画」を基本に、平成20年3月に「栗東市子ども読書活動推進計画」（以下、「第1次計画」という）、令和2年3月には「第3次栗東市子ども読書活動推進計画」（以下、「第3次計画」という）を策定し、子どもの読書活動推進のための施策を進めてきました。この度、第3次計画での成果や課題及び国、県の最新の計画を踏まえて、すべての子どもが楽しく読書ができる環境づくりを目的として、「第4次栗東市子ども読書活動推進計画」を策定します。

第2章 第3次計画での成果と課題

1 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

(1) 保育所・幼稚園・こども園における推進

取組・成果	○各園においては、日々の保育の中で絵本に親しんだり、絵本の楽しさを感じたりできるよう、保育室や園内に絵本コーナーを設けたり、季節や年齢、子どもの興味・関心に合わせて読み聞かせを実施したことで、絵本への興味が深まりました。 ○子どもたちと絵本との出会いをより充実させることができるよう、絵本にかかわる研修会に積極的に参加し、絵本に関する知識や読み聞かせの技術を学ぶなどして、指導力や意識の向上を図りました。 ○子どもたちが園で興味・関心をもった絵本などの紹介をして、家庭でも絵本の楽しさを親子で共感してもらえよう、園だよりなどをとおして伝え絵本の貸し出しも実施したことで家庭で読み聞かせをしている割合が増加しました。
課題	○子どもたちと絵本との出会いは実体験を更に深めたり、お話の世界の中で想像をふくらませて遊んだり、また、様々なことばや表現との出会いにより言語活動が活発になるなど、生活や遊びをより豊かにしてくれます。すべての年齢の子どもたちに絵本との出会いを保障できるような図書の整備・充実が課題となります。 ○今後も、継続して保育者の読書活動に関する専門性の向上の取組が必要となります。 ○親子でふれあいながら絵本に親しみ、読み聞かせの大切さも感じていただけるよう、引き続き啓発が必要です。

(2) 小学校・中学校における推進

取組・成果	○教員は子どもの自主的・自発的な読書活動の充実に向けて、国語科の並行読書の学習活動などで、積極的に働きかけました。 ○学校図書館リニューアル事業を終え、整備された図書室の維持を学校の司書教諭を中心に、学校司書の助言のもと行いました。 ○PTA や地域ボランティアとの連携が充実してきた学校もあり、学校司書を通して、市立図書館のノウハウを伝えることができました。 ○以上の取組から貸出率が高くなっている学校が増えました。
課題	○現在学校司書は2名おり、1名につき6校を担当しています。学校司書の人数が増えるとさらに充実した取組ができます。

(3)地域における推進

①地域子育て支援センター及び児童館における推進

取組・成果	○本に親しむ機会の提供 ・児童館において、子どもの発達にあった本の紹介や読み聞かせをする中で、絵本の楽しさを伝えるとともに、絵本を介した親子のコミュニケーションを充実させることができました。また、令和6年度からブックスタート事業を開始し、子どもと親が本と出会う機会を提供するとともに、身近に絵本に触れる場所（児童館）の利用促進を図ることができました。 ・児童館において、子育てサークルや読み聞かせボランティアを活用した絵本の読み聞かせや親子でおはなし会を積極的に行うことで、子どもが読書に親しむ機会を増やすことができました。 ○利用しやすい環境、蔵書の充実 ・児童館において、季節に合った絵本やおすすめの絵本の展示など、子どもが立ち寄りやすいコーナーやスペースを作ることで、本を介した遊びの場を提供することができました。また、本を貸し出しすることで、家庭での読書の機会の提供につなげることができました。
課題	○利用しやすい環境、蔵書の充実 ・利用対象の年齢層が幅広い反面、蔵書数に限りがあることから、成長段階に合わせた本、子どもが興味や関心を持った本、子どもに薦めたい本など、子どものニーズに合わせた図書を揃え、本が好きな子供にとって身近な遊び場となるよう環境整備が必要です。

②ひだまりの家における推進

取組・成果	○本に親しむ機会の提供 ・コロナ禍で、就学前・小学生に向けた「おはなし会」や就学前の保護者と児童を対象にした「読み聞かせ」が一時中止されたり、制限されたりしたこともありましたが、令和5年5月に第5類感染症に移行し、活動制限がなくなったことで、図書に親しむ機会の提供を図ることができました。 ○利用しやすい環境、蔵書の充実 ・「ゆめのくに」において、季節やテーマに応じた「特集コーナー」を設けたことなどから、利用者への興味・関心の喚起を図ることができました。 ・「ゆめのくに」の図書情報の提供を大宝西学区の学校・園、児童館、図書館におこない、相互連携を図ることで利用促進につなげることができました。 ・「ゆめのくに」において、蔵書の整備による利用者の利便性向上に努めたことなどから、利用者、貸出冊数の増加を図ることができました。 ○情報提供 ・広報紙「ひだまりの家だより」に新刊やおすすめ図書の掲載を行うことで継続的な利用につなげることができました。
課題	○情報提供 ・SNS や LINE 等インターネットを活用した情報発信を図ることが必要です。

③その他の地域における推進

取組・成果	○情報提供 ・乳幼児健康診査時等で、親子のコミュニケーションや発達を促すための手段の一つとして、必要に応じて読み聞かせについて情報提供しました。また、10か月児健康診査時に滋賀県教育委員会事務局生涯学習課作成の「えほんいっぱい たのしさいっぱい ー赤ちゃん・幼児と楽しむ絵本ガイドー」を配布しました。 ・乳幼児健康診査時の絵本コーナーについて、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため健診体制を見直し撤去しました。 ・地域における子どもの読書活動を推進していくため、本に関する国や県よりの情報を関係する部署へ提供し、啓発を行いました。 ○子ども読書週間の取組 ・子どもの読書活動を推進するため、「子ども読書の日」（4月23日）と「子ども読書週間」（4月23日から5月12日）の期間にあわせて、関係各所と連携し啓発を行い、子どもの読書活動についての関心と理解を深めることにつながりました。
課題	○読書活動ボランティア団体等へ活動の場の提供 ・近年では図書館のボランティアや児童館の子育てサークルによる読み聞かせ活動が活発になってきていますが、地域での活動は広がっていません。それらの活動団体の支援として、活動団体が地域で活動できる場を提供していく必要があります。

(4)市立図書館における推進

取組・成果	○蔵書の充実・利用しやすい環境の整備 ・蔵書の新規購入に加え、配置の見直しなどを行い、子どもたちが多くの本に触れることのできる環境づくりを継続的に実施しました。また、他年代に比べ利用の少ない中高生に向け、図書コーナーを充実させるとともに、コーナー付近に学習席を設置し、図書館利用を促進しました。 ○司書の配置と専門性の向上 ・司書職員で、子どもや保護者、読み聞かせボランティアからの相談に対応しました。また、外部・内部の研修により、全職員の専門的知識・技術の研鑽に努めました。 ○子どもと本の出会いの場の提供 ・「子ども読書の日」にあわせ、子ども自身や子どもの読書に関わる大人に向けて、読書の大切さや楽しさを伝える特別展示を実施しました。また、おはなし会や、月例のテーマに沿った図書展示など、一年を通し、すべての年代の子どもが新しい本に出会える機会を提供するとともに、保護者向けに「子育て絵本講座」の開催や、児童館への講師派遣を行い、家庭での読書を推進しています。また、来館しない子どもたちに本を届けるため、移動図書館を開始しました。 ○児童書に関するレファレンス（※1）・読書相談の充実 ・多様化する子どもたちの興味や関心に応えられるよう、資料の充実に努めました。また、学校等と連携し、本を使った調べ物の仕方・図書館の使い方を知る機会を提供しました。 ※1 レファレンスとは、図書館で資料・情報を求める利用者に対し、図書館司書が検索の援助、資料の提供などを行うサービスを指します。 ○障がいのある子どもや外国人児童生徒に対する図書館サービスの充実 ・点字絵本、外国語絵本、LLブックなど、障がいのある子ども・外国人児童生徒が利用できる資料の収集を継続して行いました。 ○文庫・ボランティア団体における子どもの読書活動の推進 ・栗東市内では4つの子ども文庫が活動しており、本の貸出のほか、季節の行事やおはなし会など、地域に密着した活動を行っていました。この活動により、子どもたちはより居住地に近い地域で本に触れる機会を得ました。図書館では、文庫に貸与する図書の整備や行事開催時の広報協力など、文庫活動の支援を実施しました。また、おはなしボランティアと図書館とが連携し、共同でおはなし会を実施しました。
課題	○蔵書の充実・利用しやすい環境の整備 ・今後も図書価格の変動や社会情勢を見据えつつ、継続的に子どもにとって効果的な蔵書の構築を進めていくことが必要です。 ○司書の配置と専門性の向上 ・多様化する子どもの興味・関心や読書レベルに対応するため、今後も研鑽を続ける必要があります。 ○子どもと本の出会いの場の提供 ・取り組みを継続的に実施していくのと同時に、すべての子どもが本に触れる機会を得られるよう、移動図書館を拡充していく必要があります。 ○児童書に関するレファレンス（※1）・読書相談の充実 ・今後も、職員の技術向上に努めながら、レファレンス・読書相談に継続して対応していく必要があります。 ○障がいのある子どもや外国人児童生徒に対する図書館サービスの充実 ・今後も継続してサービスを行うとともに、サービスを必要とする利用者へ情報が届くような情報発信を行っていく必要があります。 ○文庫・ボランティア団体における子どもの読書活動の推進 ・ボランティア人口の減少により、活動の縮小が見込まれることが今後の課題です。

2 成果指標から見える成果と課題

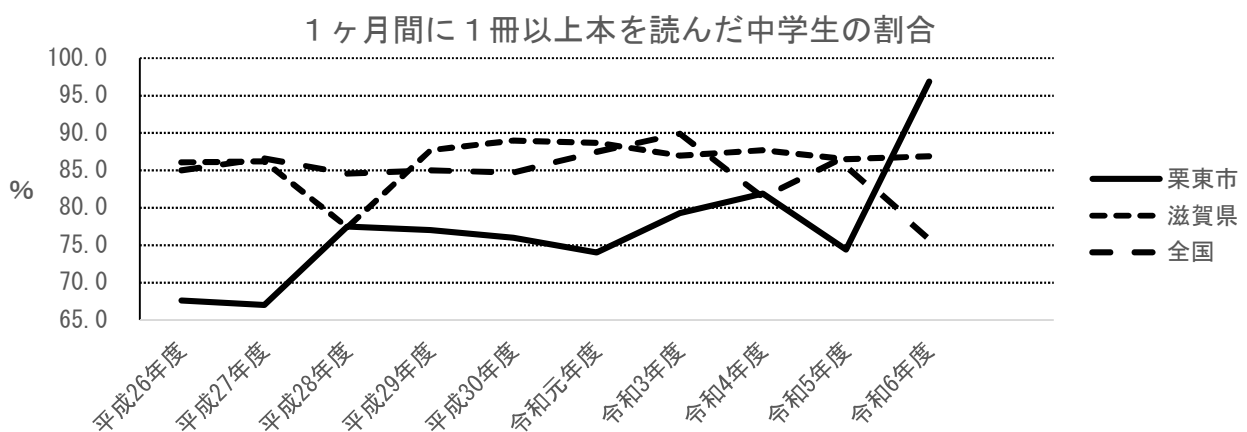
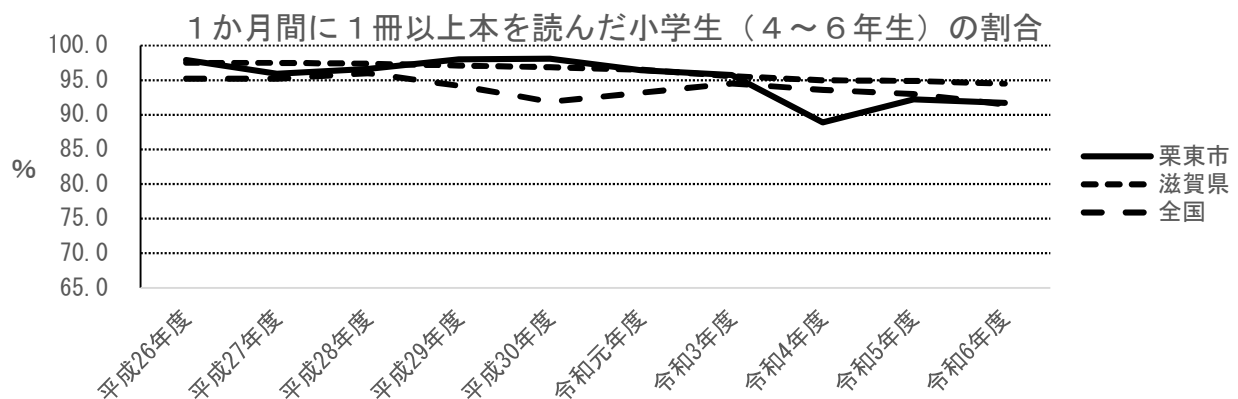
第3次計画での成果と課題を「市内の児童生徒が1か月間に1冊以上本を読んだ割合」という成果指標で見れば、令和5年度までは、中学生は県や全国と比較して低い割合を示していましたが、令和6年度は高い割合になりました。一方、小学生については、年度によって変化はあるものの、県と比較して低い割合を示しています。このようなことから、子どもの読書習慣付けは十分とは言えず、引き続き家庭・学校園での図書館等の環境整備を通じた読書活動の推進や地域でのボランティア団体との連携等が必要です。

(1) 1か月間に1冊以上本を読んだ小学生(4～6年生)・中学生の割合

※電子書籍も冊数に含む。教科書・学習参考書・マンガ・雑誌やふろくは除く。

(第3次計画目標 小学生 97.5% 中学生 84.0%)

		平成 26年 度	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
小学生	栗東市	97.9	95.9	96.6	98.0	98.1	96.4	未調査	95.7	88.9	92.2	91.7
	滋賀県	97.5	97.5	97.4	97.1	96.9	96.5		95.6	95.0	94.9	94.5
	全国	95.2	95.2	96.0	94.2	91.9	93.2		94.5	93.6	93.0	91.5
中学生	栗東市	67.6	67.0	77.5	77.0	76.0	74.0		79.3	81.9	74.4	96.9
	滋賀県	86.1	86.2	87.4	87.7	89.0	88.7		87.0	87.7	86.5	86.9
	全国	85.0	86.6	84.6	85.0	84.7	87.5		89.9	81.4	86.9	76.6



※全国学校図書館協議会「学校読書調査」および滋賀県教育委員会「子どもの読書活動に関する調査」

3 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

(1) 国の情勢

テレビやインターネットなどの情報メディアに加え、動画サイト等の急速な拡大や、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生じた休校や対面での活動自粛、GIGAスクール構想による学校のICT環境の整備で一人一台のタブレット端末が普及するなど子どもたちの生活環境は大きく変化しました。

国においては平成14年に第1次計画が始まり5年ごとに「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され令和5年3月に策定された第5次計画の基本的方針では、不読率の低減や多様な子どもたちの読書機会の確保、さらにデジタル社会に対応した読書環境の整備や、子どもの視点に立った読書活動を推進することが明記されています。

また令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が公布され障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するため、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することになりました。

(2) 県の情勢

県では、令和5年に「滋賀県子ども政策推進本部」を設置し「子ども・子ども・子ども」の考え方（一人の主体としての「子ども」、社会の一員としての「子ども」未来の希望としての「子ども」）のそれぞれの視点から、あらゆる施策の中心に子どもを置いて、子どもを真ん中においた滋賀県の実現を目指して取り組みが進められております。また、令和6年に策定された「第5次滋賀県子ども読書活動推進計画」では、滋賀まるごと「こどもとしょかん」を目指し、すべての子どもたちが、おかれた環境に関わらず読書を楽しみ、学ぶ喜びを感じ、豊かな人生を送ることをめざす姿として、取組の推進が行われています。

第3章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1 計画策定の主旨

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、子どもが自由に読書に親しめるよう、読書の楽しさを伝え、読書に関わる環境を整え、子どもの自主的な読書活動を支えられるよう、第3次計画の成果と課題を踏まえ、さらなる子どもの読書活動推進をめざして総合的かつ計画的な推進を図るために定めます。

2 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて作成した計画で、国及び県の直近の子ども読書活動推進計画を基本とし、本市の子どもの読書活動を推進するための考え方や取組などを示したものです。

3 計画の目的と基本方針

第4次計画においては、以下を目的とします。

すべての子どもが身近な園や学校、家庭、地域の人々の関わりによって本に親しみ、より豊かな人生を送る

また、この目的を達成するために、以下を基本方針として推進していきます。

(1) 子どもが読書に親しむ 環境の整備・充実	すべての子どもが自然に読書を親しみ、自主的に読書活動が行えるよう、読書環境の整備と充実に努めます。
(2) 子どもと本との出会い の機会の提供	家庭や地域、図書館、園、学校が連携して、子どもに魅力的な本との出会いの機会を提供します。
(3) 子どもの読書活動への 理解と関心の普及	子どもの自主的な読書活動が行えるよう、社会全体の読書活動への理解と関心が高まるための啓発に努めます。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から5か年とします。

5 計画の重点取組

この計画を着実に推進していくため、基本方針の項目ごとに重点取組を設定して推進を図っていきます。

基本方針	重点取組
(1) 子どもが読書に親しむ環境の整備・充実	・子どもの居場所となる図書館づくり ・園・学校・ひだまりの家における図書館機能の充実 ・乳幼児期からの途切れのない読書習慣の形成 ・子どもに本を届ける（手渡す）人への支援
(2) 子どもと本との出会いの機会の提供	
(3) 子ども読書活動への理解と関心の普及	

第4章 第4次計画での取組

1 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

(1) 保育所・幼稚園・こども園における推進

① 保育所・幼稚園・こども園の読書環境整備・充実	・ 保育計画に位置付け、計画的に読書活動をすすめます。 ・ 発達段階に応じた絵本の読み聞かせを推進します。 ・ 季節や子どもの興味に合った絵本の展示や、落ち着いて絵本と触れ合える場の工夫など絵本コーナーを充実させます。 ・ 図書館、ひだまりの家、ボランティア団体等と連携し、絵本に親しむ機会を増やしていきます。
② 人材の充実	・ 絵本に関する研修会に積極的に参加し、読書活動に対する専門的知識・技術の向上及び保育者の指導力・意識の向上を図ります。
③ 家庭や地域への読書活動啓発	・ 子どもたちの好きな絵本や発達にあった絵本の紹介をするなどして、読み聞かせの大切さや、楽しさ、意義などの発信を充実させていきます。 ・ 子育て支援事業などの機会を捉えて、親子で絵本の読み聞かせを楽しんだり、子どもの様子を見ていただいたりして、絵本との出会いの大切さが感じられるよう啓発していきます。

(2) 小学校・中学校における推進

① 読書指導の充実	・ 図書館の計画的な利用とその機能を充実させ、子どもの自主的、自発的な学習活動や読書活動の支援につなげます。 ・ 子どもの読書に関する研修や講座等を教員や学校司書へ積極的に紹介し、読書活動への理解と関心を深めていきます。
② 学校図書館(室)の整備・充実	・ 学校司書の配置と蔵書情報のデータベース化が定着し、引き続き蔵書の管理および貸出しの効率化や資料検索の利便性の向上のため整備された図書室の環境維持を行っていきます。 ・ 子どもたちが常に新鮮で興味をもてる本に出会えるよう、学校図書館の蔵書の充実と魅力ある棚づくりに努めます。
③ 学校体制の充実	・ 読書に親しみが持て、並行読書が進められるように、各教科等において読書習慣を形成できるよう学校司書が支援できる体制をつくります。 ・ 学校図書館(室)を情報センターとして活用を維持・発展できる研修会への参加を教職員へ促します。
④ 家庭・地域との連携	・ P T A や地域のボランティアとの連携を進められるよう、学校司書を通して市立図書館の持つノウハウをボランティア等に伝え、読書に向かう子どもの増加につながるよう支援していきます。
⑤ 子ども読書の取組	・ 関係各所と連携し、子どもの読書活動が推進できるように啓発を進めます。学校図書館の利・活用を進め、読書に親しめる機会を増やします。

(3)地域における推進

①地域子育て支援センター及び児童館における推進

○本に親しむ機会の提供	・親子のふれあいのきっかけのひとつとして、乳児と保護者に絵本を手渡す「ブックスタート」や児童館での読み聞かせ、図書コーナーの環境整備など、本を介した子育て支援に引き続き取り組みます。
-------------	---

②ひだまりの家における推進

○本に親しむ機会の提供	・就学前・小学生に向けたおはなし会を開催し、小さい頃からの図書に親しむ機会を設けます。 ・就学前の保護者と児童を対象に読み聞かせを推進します。
○情報提供	・引き続き広報紙「ひだまりの家だより」に新刊やおすすめ図書の掲載をおこないます。 ・来館者に対する情報の発信を丁寧におこない、継続的な利用につなげます。
○利用しやすい環境、蔵書の充実	・「ゆめのくに」において、季節やテーマに応じた「特集コーナー」を設け、利用者の読書への興味・関心の喚起をおこないます。 ・「ゆめのくに」の図書情報の提供を大宝西学区の学校・園、児童館、図書館におこない、相互連携を図ることで利用促進につなげます。 ・「ゆめのくに」において、蔵書整備の推進と開架の見直しをすることでより利用者の利便性向上に努め、利用者、貸出冊数の増加を図ります。

③その他の地域における推進

○本に親しむ機会の提供	・移動式絵本棚を乳幼児健診時（1歳6か月児、2歳6か月児）に設置します。 ・乳幼児健康診査時等で、親子のコミュニケーションや発達を促すための手段の一つとして、必要に応じて読み聞かせについて情報提供します。 ・10か月児健康診査時に、滋賀県教育委員会事務局生涯学習課作成の「えほんいっぱい たのしさいっぱい ー赤ちゃん・幼児と楽しむ絵本ガイドー」を配布します。
○読み聞かせの啓発と情報提供	・本の読み聞かせは子どもの情操を豊かにし、健康を増進していくものであり、家庭における読み聞かせの重要性を啓発するため、国や県等からの情報提供を行い関係機関へ周知を図ります。
○読書活動ボランティア団体等へ活動の場の提供	・保護者や地域のボランティアによる読み聞かせなどの団体の活動が推進できるよう図書館等と連携を図り、地域での読書活動の場の提供を図ります。
○活動団体支援に対する助成紹介	・生涯学習活動団体の制度の周知を図ると共に、子どもの読書活動を行うグループが、一定の要件を満たせば助成が受けられることのできる「子どもゆめ基金」の周知を図ります。

(4)市立図書館における推進

①蔵書の充実・利用しやすい環境の整備	・図書の新規購入等により、効果的な蔵書の更新を行い、子どもにとって魅力ある蔵書の構築を図ります。 ・中高生向けのコーナーの充実・蔵書の構築を行い、子どもたちの図書館利用を促進します。 ・司書の配置と専門性の向上 ・外部研修への派遣・館内での自主研修などにより、サービス向上のためのスキルアップを図ります。
②子どもと本の出会いの場の提供	・子どもが新たに本に出会う機会として、おはなし会等の行事と、本のテーマ展示を継続して行います。 ・家庭での読み聞かせを促進する講座を図書館、市内他施設で開催します。 ・来館しない子どもに本を届けるため、移動図書館の拡充を行います。
③児童書に関するレファレンス・読書相談の充実	・調べものに対応する資料を充実させ、多様化する子どもの興味・関心に応えることのできる蔵書の構築を目指します。 ・学校等と連携し、本を使った調べ物の仕方・図書館の使い方を知る機会を提供します。 ・調査相談事例を職員間で共有し、子どもの年齢・質問内容に応じて、より適切な回答のできる体制を作ります。
④多様な子どもに対する図書館サービスの充実	・障がいのある子ども・外国人児童生徒が利用できる資料の収集を継続します。 ・サービスを必要とする子どもに情報が届くよう、関係部署と連携して情報発信に努めます。

2 推進体制と進捗管理

関係機関がそれぞれの役割を積極的に果たすとともに、連携を深め、情報を共有し協力し合うため、毎年1回以上子ども読書活動推進ネットワーク会議を開催し、計画全体の実現に向けて、進捗管理表と以下の取組・成果の指標に基づいた進捗管理を行います。

<取組・成果の指標>

NO	指標名	現状 〈令和6年度〉	目標 〈令和12年度〉
1	家庭で読み聞かせをしている割合（就学前） 栗東市子ども家庭局幼児課『『ふだんの生活習慣』および『食育』に関するアンケート調査』	81.0%	84%
2	1か月に1冊以上本を読んだ子どもの割合（小学生4～6年生） 滋賀県教育委員会「子ども読書活動に関する調査」	91.7%	92%
3	1か月に1冊以上本を読んだ子どもの割合（中学生） 滋賀県教育委員会「子ども読書活動に関する調査」	96.9%	97%
4	1か月の平均読書冊数：小学生（4～6年生） 滋賀県教育委員会「子ども読書活動に関する調査」	6.4冊	7冊
5	1か月の平均読書冊数：中学生 滋賀県教育委員会「子ども読書活動に関する調査」	2.7冊	3冊
6	市民の図書館貸出カード登録率（15歳以下） 栗東市立図書館調査	63.9%	64%

第4次栗東市子ども読書活動推進計画策定スケジュール（案）

時 期	項 目	内 容
令和6年 6月18日	総合調整会議	策定、スケジュール等報告
令和6年 6月26日	議会文教福祉常任委員会 議会説明会	策定、スケジュール等報告
令和6年 6月28日	教育委員会定例会	策定、スケジュール等報告
令和6年 8月 8日	第1回策定検討会	第3次計画の成果と課題について 策定スケジュールについて 第4次計画構成（骨子）について
令和6年10月 3日	第2回策定検討会	第4次計画の取り組みについて
令和6年11月 1日	第3回策定検討会	第4次計画（素案）について
令和6年11月27日	総合調整会議	第4次計画（案）について パブリックコメント実施について
令和7年 1月15日	総合調整会議	第4次計画（案）について パブリックコメント実施について
令和7年 1月15日～ 令和7年 1月21日	教育委員・議会正副議長・ 議会文教福祉常任委員会 正副委員長への説明	第4次計画（案）について パブリックコメント実施について
令和7年 1月23日	議会説明会	
令和7年 2月 1日～ 令和7年 2月21日	パブリックコメント	パブリックコメントの実施
令和7年 2月	総合調整会議	パブリックコメント結果報告について 第4次計画最終案について
令和7年 2月	教育委員会定例会	パブリックコメント結果報告について 第4次計画最終案について
令和7年 3月	議会文教福祉常任委員会	パブリックコメント結果報告について 第4次計画最終案について
令和7年 3月	成案	